サプリメントに頼らない生活

薬剤師 藤竿伊知郎（外苑企画商事）

(13) トクホが不合格であっても「機能性表示食品」ならOK

「機能性表示食品」は4月にスタートし、6月5日までに17社27製品の届け出が消費者庁に受理されました。これは、企業が「科学的根拠あり」と届け出れば、医薬品ではない食品でも、国による審査・許可なしに「○○に効く」と表示できる制度です。その原型は、アメリカで1994年に制定された「ダイエタリーサプリメント健康教育法」です。

消費者庁は、3月に発表したガイドライン案で、トクホに準じた臨床試験と、結果を審査のある論文誌に発表するように決めたため、アメリカで起きた根拠が無いのに販売する問題は起きないとしています。しかし、すでに届け出が受理された製品でも問題があると、消費者団体が批判しています。

キユーピーの「ヒアロモイスチャー240」は、2008年に「口から入ったヒアルロン酸が吸収されて、皮膚に届くことの証明がされていない」など、有効性の根拠がないとしてトクホの承認を認められませんでした。同じ研究を元に、今回は機能性表示食品の届け出をおこない、6月12日に発売されました。

リコムが届け出たエノキタケ抽出物配合の「蹴脂粒（しゅうしりゅう）」は、安全性の問題が指摘されています。同じ成分を同量入れた飲料「蹴脂茶」を2009年にトクホに申請しましたが、食品安全委員会は今年5月12日、「心血管系や呼吸器系など多岐にわたる臓器に影響を及ぼすことは否定できない」ため「安全性を確認できない」と結論しました。

発売された製品の評価と監視を、早急に整備しないと、今後、健康被害が起きると考えます。

介護保険の利用者負担などが８月以降サービス利用時から変わります

◆65歳以上の介護保険の利用者負担、１割から２割へ

1．１割から２割になる人（年齢と所得の条件を満たした方）
65歳以上で合計所得金額（注１）160万円以上の人
【要件に該当しても１割のまま の人】
⑴ 同じ世帯に要件に該当した65歳以上の人が１人いて、年金収入とその他の合計所得金額（注２）の合計が280万円未満の世帯
⑵ 同じ世帯に要件に該当した65歳以上の人が２人以上いて、年金収入とその他の合計所得金額の合計が346万円未満の世帯
★月々の利用者負担の上限（別表）を超えた分は高額介護サービス費（注３）の対象になります。

2．負担割合は「介護保険負担割合証」で確認を
⑴ 介護サービス利用時は必ず「介護保険被保険者証」と一緒に提出してください。渋谷区は７月頃交付の予定です。
（注１）合計所得金額：収入から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等を控除する前の所得金額。
（注２）その他の合計所得金額：合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額
（注３）高額介護サービス費：月々の介護保険の利用者負担が上限額を超えた場合に払い戻される額

◆毎月の負担の上限額が44,400円へ

1．１ヶ月の介護保険の利用者負担が上限額を超えた場合、超えた分が「高額介護サービス費」として払い戻されます。
2．変更点は現役並み所得者のいる世帯の上限額が44,400円になることです。
⑴ 「一般的な所得の人」の負担の上限額（月額）は37,200円です。
3．世帯の上限額が44,400円となる場合
同じ世帯に65歳以上で課税所得（注４）145万円以上の人がいる世帯
【要件に該当しても対象とならない場合（負担の上限額は月額37,200円のまま）】
⑴同じ世帯に要件に該当した65歳以上の人が１人いて、その人の収入が383万円未満の場合
⑵同じ世帯に要件に該当した65歳以上の人が２人以上いて、その人たちの収入が520万円未満の場合
⑶事前に市区町村に申請する必要があります。
（注４）課税所得：収入から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除等の地方税法上の控除金額を差し引いた後の額

介護保険における負担の上限額（月額）（「44,400円」が新設）

区　分	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）＊〈新設〉
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）＊
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

厚生労働省のホームページより抜粋

STOP安倍政権！6・13大集会
強烈な陽射しの下、安倍政権ストップ訴える

「戦争する国にはさせないぞー！」「医療・介護の改悪反対！」の声が、6月13日午後、豊洲に響きました。デモの前の大集会（東京臨海広域防災公園）には1万6千人、勤医会から70人（千駄ヶ谷地域は共同組織と合わせて35人）が参加。強烈な陽射しに負けず安倍政権の暴走ストップを訴えました。

【訂正して、お詫びいたします】

■2015年5月1日号の5面「読者コーナー」
（正）嶋長廣己
（誤）嶋長博己

■2015年6月1日号の1面「核不拡散条約再検討会議」の写真の説明
仲手川代表と本田代表が逆でした。
申し訳ありませんでした。
「くらしと健康」編集委員会

くすりの話あれこれ 106

8月24日は薬害根絶デー 〈その1〉

間 規子（薬剤師・たくみ外苑薬局）

1999年8月24日、薬害エイズ事件のような悲惨な薬害を二度とおこさないという思いで、厚生労働省（当時厚生省）前庭に「薬害根絶の碑」が建立されました。

「誓いの碑 命の尊さを心に刻み、サリドマイド、スモン、HIV感染のような医薬品による悲惨な被害を再び発生させることのないよう医薬品の安全性・有効性の確保に最善の努力を重ねていくことをここに銘記する。千数百名もの感染者を出した薬害エイズ事件、このような事件の発生を反省しこの碑を建立した。平成11年・厚生省」と刻まれています。

毎年この日に、薬害被害者など多くの市民が厚労省前に集まって、「薬害根絶の思いをしっかり胸に刻んで医薬行政をしてほしい」という願いを、リレートークや薬害の歴史の団扇（うちわ）を配布してアピールします。この「誓いの碑」に刻まれた薬害事件は、それまでの薬をめぐる社会問題を明らかにし、薬事行政に変化をもたらしました。

先ず「サリドマイド」は、1950年代後半より鎮静・睡眠薬として日本でも使われるようになった薬です。子供や妊婦にも安全な薬と宣伝されていましたが、この薬をのんだ妊婦さんから、手足の欠損、神経形成障害という重篤な障害を持った赤ちゃんが生まれました。この被害の後、薬の承認審査の見直しがおこなわれ、胎児への安全性試験の義務付け、原因薬剤の製造中止および回収の徹底が強化されました。

次のスモン（亜急性脊髄視神経末梢神経障害）は、キノホルムというアメーバー赤痢用の特殊な抗菌薬を、普通の下痢などの消化器症状に使用できるように認めてしまったという、薬の承認審査のずさんさが問題となった事件です。被害者は1万人を超え、全国規模の薬害裁判となりました。

1979年、この薬害裁判の後、原告らによる、被告の国・企業との直接交渉の末、薬事法において、薬の承認に関する規定や被害報告の義務化などが明確にされ、副作用被害救済基金の設立も実現されました。

ところが1989年、エイズウイルス（HIV）に汚染された血液製剤による薬害がおこります。「誓いの碑」建立理由ともなった薬害エイズ事件です。どうしてまた薬害が繰り返されてしまったのでしょうか。次回も薬害根絶デーの話にお付き合い願えればと思います。

渋谷区・石井和子